

第6回知的財産保護官民合同訪中代表団（実務レベルミッション）結果報告

平成 20 年 7 月 7 日
国際知的財産保護フォーラム
第 1 プロジェクト

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、6月9日から12日にかけて、第1プロジェクトの守屋文彦幹事を団長とする第6回官民合同訪中団を北京へ派遣した。

中国では、近く専利法が改正される見込みである。こうした中、一行は知財権制度の研究を行う中国社会科学院知識産権中心、法律草案の審査・修正などを行う国務院法制弁公室を訪問し、専利法改正・案に対する日本側の要望を提示し、意見交換を行った。

また、11日午後には中国各 IPG の幹部と事務局員を招き、今後の IIPPF との協力方法等について議論した。

1. 中国側機関との意見交換

要請

①専利法改正案 72 条について

- 侵害者が合理的費用を支払うことで、差し止めが不可となる規定を削除。
- 損害賠償請求権の時効後に提訴する場合、提訴直前の 2 年間の損害賠償責任を侵害者に求償できないとの規定を削除。

②同 75 条について

- 侵害行為に公益性があると解釈されると、侵害者が合理的費用を支払うことで差し止め不可となる事態を懸念。→既存の法律の枠内で対応すべき。

③同 27 条 6 項について

- 遺伝資源の「ソース」（特に「原始ソース」）を明記することは、出願人に過度の負担となるため、義務付けない。
- 「ソース」の記載が不要となる理由、並びにその妥当性を判断するプロセスを明確に規定すべき。

所感

- 中国は、「発明創造を中国国内で広く活用する」ことを基本理念として、72 条、75 条を草案化。うち、72 条については、抜本的な見直しは難しい

と感じる。今後は、実施細則または司法解釈に、差し止めを認めない場合の具体的基準が盛り込まれるかが焦点。

- 中国は遺伝資源大国との意識を持っており、こうした資源が国外へ流出する事態を防ぎたいと考えている。27条第6項については、同様に抜本的な見直しは難しいと予想される。原始ソースについては、これを記載できない理由に業者の守秘義務などを盛り込まれると、実害は少ないとみられる。

2. IIPPF・IPG間の意見交換会

(1) 「要請事項把握等のためのアンケート調査」取り纏め結果

- IIPPFでは08年5月、IIPPF及びIPGのメンバーを対象に、知財権侵害問題に係る中国政府機関別の要望についてアンケートを実施。約90社から回答。
- 機関別では、商標局、SIPO及び税関などが多い。要望では、巧妙化対策、全国の行政機関における判断基準及び行政罰の統一などが主。

(2) 政府機関別論点の検討(海関等)

- 中央と現場間で法律の運用面で差がある点などを踏まえ、多くの部品を扱う企業は税関での抜き打ち検査を免除されるホワイトリストの提出に消極的。対応可能な企業が提出すれば良い。
- ホワイトリストを提示しなくても、識別に必要な情報を海関へ提供する方法もある。

(3) 今後の打ち手と深耕方法に関するIIPPF・各IPG間の連携と連動について

- 08年の実務レベルは、テーマ毎に実施される予定。ハイレベルについては、これまで毎年派遣しており、今年も11月もしくは12月に実施した方が良いと思われる。
- 5月の日中首脳会談の際に発表された日中共同声明の中で、知的財産権保護を明記。既存のワーキングメカニズム(官民合同ミッション)を利用し、両国間の交流を強化する旨が謳われており、ミッション派遣時にこの合意事項を活用。
- 中長期戦略について、秋口に1~2日かけ議論すべき。参考となる事実、双方に期待する点、ビジョンを共有することが当面の目標。
- まずは、政府機関別論点シート、及び過去の中国政府機関向けセミナーで挙げた課題と当局側の要望等を踏まえ、今後の打ち手を探る。秋口まで待つことなく、機会を捉え、打ち手に関するIPG・IIPPF間での情報交換を進めて行く。

以上

参加者一覧

企業・団体参加者 8名

団 長	守屋 文彦	IIPPF 第1プロジェクト幹事 ソニー(株) 知的財産センター センター長
団 員	内田 哲彦	ダイキン工業(株) 法務・コンプライアンス・知財センター 主事
	岡本 武蔵	リカルド 新日鉄ソリューションズ(株) 法務・知的財産部 知的財産グループ グループリーダー
	小藺江 健一	日本知的財産協会 (株)バンダイ 法務・知的財産部 ゼネラルマネージャー
	永井 隆	三菱ガス化学(株) 研究技術統括部 知的財産グループ 弁理士
	別所 弘和	日本知的財産協会 本田技研工業(株) 知的財産部 朝霞ブロック ブロックリーダー
	森 修俊	トヨタ自動車(株) 知的財産部 第2特許室長
	吉原 利樹	(株)東芝 知的財産部 部長附

政府参加者 2名

分 部	悠介	経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室 製造産業専門官
	内山 隆史	特許庁 総務部 国際課 地域政策室 地域政策班 課長補佐

事務局

独立行政法人日本貿易振興機構

団員計10名（事務局・通訳を含め17名）

以上